

2022年12月5日

東京都知事 小池百合子様

2023年度 東京都の予算編成に関する要望書

東京都学童保育連絡協議会
会長 古橋 正好

東京の学童保育施策の充実に向けて、日頃からご尽力いただき感謝いたします。

2015年4月から子ども・子育て支援新制度により、市区町村は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第63号。以下、「省令基準」)に基づき、条例で学童保育の基準(「条例基準」)を定めて実施することになりました。さらに2015年3月には学童保育の質の向上と充実のために「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)が策定され、市区町村は、この指針を踏まえた実施が求められることとなり、都道府県は、この「運営指針」を踏まえて科目が設定された、放課後児童支援員認定資格研修を行うこととなりました。

しかしながら、「第9次地方分権一括法」の成立などにより、2020年4月から「従うべき基準」(「放課後児童支援員」の原則複数配置)が参酌化されました。この変更は、「学童保育の『全国的な一定水準の質』」が確保されず、地域間格差が広がり、子どもにとっての「最善の利益」を守るという児童福祉法の理念に逆行するものといえます。

こうした動きに対して、全国学童保育連絡協議会として取り組んできた「学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充を求める」国会請願署名は、衆・参両院に125件(124名)の紹介議員を通じて、116,303筆が受理され、2022年6月15日、衆・参の厚生労働委員会を経て、本会議で採択されました。今後、内閣は採択された請願内容を誠実に処理し、その経過を国会に報告することになります。

また、今般の「新型コロナウイルス」の対応では、学童保育は保育を必要としている家庭にとって必要な公的な事業であり、社会活動を支え、経済活動に必要な社会基盤として、保育所と同様の役割を果たすことが国から求められました。学童保育に対する社会的認知が広がり、深まりましたが、一方で、施設条件の不十分さや大規模化、学童保育指導員の劣悪な処遇、常勤指導員の少なさ、慢性的な人手不足など、学童保育施策の脆弱さが改めて浮き彫りになりました。

こうした情勢を踏まえながら、私たちは、東京の学童保育のさらなる充実と発展とともに、子どもが安心して安全に学童保育に通い続けられることを願い、東京都の2023年度の予算編成にあたり、次のことを要望いたします。

1. 自治体、運営者、およびその職員が「運営指針」への理解を深め、その内容を施策に反映することで、学童保育の充実を図るよう各区に働きかけてください。

2. 指導員の配置や処遇改善について、次のように要望します。

- (1)「放課後児童支援員」の資格をもつ指導員が、子どもの保育に必要な準備や日々の保育の振り返りを行う時間が勤務時間内に保障され、かつ常時複数・専任で配置するよう各区に働きかけてください。

- (2) 指導員が安心して働き続けられるために、あわせて指導員不足を解消するために、職務にふさわしい労働条件を構築するよう、各区に働きかけてください。
 - (3) 民間の法人の学童保育指導員が長く働き続けられるよう、国に対して「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」のさらなる拡充と財政上の加算を働きかけるとともに各区に対して積極的な活用を働きかけてください。
3. 省令基準第3条の2にあるように、各区には最低基準の向上が求められていることを改めて周知してください。「省令基準」のうち「従うべき基準」（指導員の資格と配置に関する基準）が参酌化されたことにより、各区が条例基準を後退させることがないよう、強く各区に働きかけてください。
4. 学童保育と「放課後子ども教室」や「全児童対策事業」を「一体化」として実施している区に対して、国及び都が推進する「一体型」で行い、学童保育に求められる目的・役割を果たすよう強く働きかけてください。
5. 東京都が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）について次のように要望します。
- (1) 受講を希望するすべての者が受講できるよう、各区の受講状況等を把握し、必要となる受講の機会（必要とされる規模の会場と回数の確保）を保障してください。「認定資格研修」が形骸化しないよう、会場での受講の機会を確保してください。
 - (2) シラバスを踏まえた具体的な講義内容の設定や研修の実施にあたっては、当連絡協議会と、引き続き連携してください。
 - (3) 「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができる。」といった、所謂「みなす仕組み」を始めとする要件の緩和については、「全国共通の認定資格を付与する」という放課後児童支援員都道府県認定資格研修の趣旨を踏まえ、今後も取り入れないでください。
 - (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10号第3項第1号、2号、4号に該当する見込みのある者の受講枠を確保してください。
6. 2020年度より開始された学童保育指導員の「資質向上研修事業」についてはその検証作業を行い、内容の向上および拡充を図る方向での改善を図ってください。「資質向上研修事業」の質の向上および拡充を図るため、引き続き、当連絡協議会と連携してください。
7. 2021年3月29日に厚生労働省が「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドライン」を示したことを踏まえると、今後、学童保育が東京都福祉サービス第三者評価の対象サービスとなることが見込まれます。この評価項目の検討や、評価者の学童保育に対する理解を深めるための研修等の実施にあたっては、当連絡協議会と連携してください。
8. 学童保育の施設改善について、次のように要望します。
- (1) 放課後の生活の場としての適正規模を守りながら、増え続ける学童保育への需要に応えるためには、学童保育の増設が必要です。東京都として、施設整備費を十分に確保するとともに、各区で

活用されるように働きかけてください。

- (2) 子どもの命と安全を守り、学童保育の役割を果たすためには、少なくとも「運営指針」において示された「1つの支援の単位はおおむね40名以下であること」「子ども一人当たり1.65㎡の面積が必要なこと」を実現するよう、各区に働きかけてください。

9. 保護者の就労を保障する開設日・開設時間、障害のある子どもの受け入れの促進と加配指導員の常勤化等、施策の前進を図るよう、各区に働きかけてください。学童保育への入所を希望する特別支援学校等の子どもの受け入れについては、各区において特段の対策を講じるよう働きかけてください。

10. 「新型コロナウイルス」の対応など緊急事態時の対応について、次のように要望します。

- (1) 区と連携を図り、予算の確保も含めて、緊急時の職員体制の確保に必要な手立てを講じてください。
- (2) 子どもや指導員が感染した場合に、これを拡大させないためにも、子どもと指導員が必要なPCR検査等を迅速に受けられるよう、区と連携を図り、予算の確保も含めて、必要な手立てを講じてください。
- (3) 区と連携を図り、予算の確保も含めて、高学年の子どもや配慮を必要とする子どもなどすべての子どもたちの居場所を確保するために必要な手立てを講じてください。

11. 東京都が2022年度より新設した「学童クラブ待機児童対策提案型事業」のソフト面における各区からの提案については、待機児童の解消につながる施策であるかどうかだけでなく、学童保育を必要とする子どもにとっての「生活」の場の質の確保の観点からも検討してください。

以上

東京都知事 小池百合子 様

2023年度の学童保育予算編成に関する要望書

令和 4年12月 5日

三多摩学童保育連絡協議会

会長 別府善智

常日頃、学童保育の向上のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる日々の中で、子どもたちを、そして、家庭を守り、また、それぞれの就労等さまざまな場で、社会活動を支えられている、すべての皆さんに敬意を表します。

国家間の安全保障の不安定さの影響を受け、大きく揺らぐ世界経済と平和、さらに、気候非常事態による地球環境の問題など、今までにない社会不安が私たちの生活を取り巻いています。経済格差や失業だけでなく、その結果招来される「子どもの貧困」と「貧困の連鎖」の拡大に、私たちは強い危機感を持っています。不安定な雇用や子どもを預けることができない状況は、働きながら子育てをする私たちから、未来をつくる「活力」や「希望」を奪います。すべての都民が「誇り」をもって働き、「夢」を抱いて子育てできる東京都政を、改めて強く期待します。

2011年3月11日に東日本一帯を襲った大地震・大津波、原発事故から11年半を迎えました。その後も毎年、台風や集中豪雨が相次ぎ、大規模災害が続き、新型コロナウイルス感染症の収束も厳しい状況です。私たちは、被害に遭われた方々への支援とともに、足下の安全と安心、防災ならびに予防対策をすすめ、人と人のつながりを大切にしていきたいと心より思っています。

ご承知のとおり国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)を公布し、これにもとづいて各区市町村は学童保育の基準を条例で定めることになりました。現在、保育所が児童福祉法第7条に「児童福祉施設」と位置づけられ、「市町村の保育実施義務」と定められているのに対し、学童保育は児童福祉法第6条に「事業」として位置づけられ、市町村の責務は「利用の促進の努力義務」ととどまっており、施設の広さや子ども集団の規模は自治体任せになっています。

子どもに直接かかわる指導員(「放課後児童支援員」)の資格と配置基準が「従うべき基準」として定められ、さらに、「放課後児童クラブ運営指針」(2015年3月策定)をテキストにした、広域自治体の責任による認定資格研修の実施は大きな一歩でした。しかし、「従うべき基準」として定めた指導員の資格と配置基準をわずか5年で「参酌すべき基準」化したことは、「全国的な一定水準の質の確保」に向けて踏み出したものを後退させる以外の何ものでもありません。

2020年3月以降、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の臨時休業中も、学童保育は、保護者の就労状況が考慮され、「保育所や学童保育は一斉休所の対象ではない」として「原則開所」の要請を受けました。しかし、「省令基準」に示された施設の広さ(児童1人につきおおむね1.65㎡以上)、子どもの集団の規模(おおむね40人以下)が実現できていない学童保育がほとんどで、感染リスクの高い「3密」を避けることが困難な学童保育では、保護者による利用の自粛や、緊急事態宣言中は市町村による「利用自粛のお願い」なども行われました。

この間、学童保育が子どもたちの生活のよりどころとなっていることがうかがえたり、社会の機能を維持するための事業であることの認識が社会的に広まったものの、学童保育の制度の脆弱性もあらためて明らかになりました。以下に私たちの認識をお示しし、要望の前提といたします。

【課題】

◆新型コロナウイルス感染対策への対応ならびに支援

【コロナ禍における子どもたちの状況】

子どもたちへの感染が多く見られる昨今、指導員は、マスクの着用・手洗い・換気・消毒の励行、消毒液の確保等、感染予防対策とともに「3密」にならないよう遊び場の確保や過ごし方の工夫しながら、子どもたちが気持ちよく過ごせるよう取り組んでいます。

しかしその一方、「子どもたちに注意ばかりしている」「楽しいイベントもあまりできず、窮屈な思いばかりさせている」などの声が、感染者を出さないための気苦労と共に多く届いています。

さらに、コロナ禍による社会活動・企業活動の自粛で保護者の働き方や就労環境の変化し、夏休み前に退所した子どもも少なくなく、子どもの放課後生活や環境にも大きく影響を及ぼしています。

「情緒が不安定になり、ハイテンションが続いていたりする」、「人との接触を極端に嫌う」、「友だちとの関係づくりに困難を感じる」など、子どもたちが日常を取り戻すためのケアが必要な状況も報告されています。このような状況を考慮しながら、子どもたちの育ちの環境を私たち大人がどのように連携し整えていくのか、重要な課題であり責任であると考えます。

◆子ども・子育て支援新制度の浸透と展開

【子ども観の転換 ～「保護の客体」から「権利行使の主体」へ】

子ども基本法が施行され、その基本施策として、政府は「こども大綱」を、地方公共団体は「こども計画」を定め、「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させること」が定められました。

そして現在、東京都では子供政策連携室を核として「チルドレンファースト」社会に向けた施策の加速が議論されています。私たちは、子どもたちにとっての地域社会という視点で、「放課後という時間・空間」を改めて捉え、位置付けていくことが重要であり、その上で学童保育は、日本社会の持続的な発展を支えるかけがえのないインフラであると考えています。

省令基準は、現在の子どもたちの放課後の生活を守るだけでなく、将来の子どもたちに必要な条件も明示したものです。新制度において都道府県の実施が定められた放課後児童支援員(指導員)の研修は、猶予期間中に現行の指導員が無理なく受講できるよう、さらに、これから新たに指導員を目指す人たちが、学校内で履修できるよう、人材育成の環境整備は喫緊の課題と考えます。

◆大規模化

基準条例で「集団の規模」と「面積基準」が設けられました。おおむね40人以下、児童一人当たり1.65㎡以上の専用スペースは守られているでしょうか。東京都下で潤沢なスペースを確保するのは大変で、同じ市でも児童数が偏りがちです。子どもが預けられるかどうかは保護者にとって死活問題です。基準を守って待機児童になるか、基準を守れなくても全員入所か、と迫られれば、選択の余地はありません。さらに、コロナ禍における子どもに安全に安心して過ごせる「生活の場」を保障するという観点

からも、学校との連携をすすめながら、計画的な施設の増設・拡充と人材の確保が必要です。

◆民間委託、他業種からの参入

「子ども・子育て支援新制度」の中で、企業参入を受け入れる「委託」や「指定管理者制度の導入」が広がっています。学童保育は、子どもたちが地域社会で生活し、巣立っていく場であると同時に、戻ってこられる場所です。自信をもって外の世界へ飛び出すには、継続的な施設と指導員による安心できる生活としての場が欠かせません。

本来、民間委託は単なるコスト削減ではなく、多様な特色ある保育、より充実した放課後の生活を指すものであるはずで、委託の是非を検討するときはもちろん、委託が行われてからも、こうした理念を忘れずに、長期的な視野で学童保育の運営・経営がされるよう、継続的で踏み込んだウオッチが必要です。

◆指導員の雇用環境の悪化

学童保育での子どもたちの生活の質は、指導員の力量に大きく左右されますが、力のある指導員は一朝一夕に育成できません。行財政改革の中での公務員削減と非正規化、事業の民間委託により、指導員の給与は引き下げられ続けています。

会計年度任用職員制度の導入によって、「他職種の非常勤職員との均衡を理由にした処遇の引き下げ」「負担軽減を理由に外部委託化する」などのケースがあると聞いていますが、長期的な生活設計が立てられないことを理由に、仕方なく離職するケースも増えています。指導員が長期間安心して勤務でき、十分な研修、経験を積む機会を与えられることが、子どもたち、そしてこれからの子どもたちの生活を保障することにつながります。

◆「新・放課後子ども総合プラン」と「放課後子供教室」と「全児童対策事業」

「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨・目的では、「一体型を中心とした学童保育と放課後子供教室の計画的な整備等を進める」とされていますが、「一体型」については、「同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」として、両事業が連携する機会を確保しながら、別々に行うという考え方が明確に示されています。また、「一体型」における連携のあり方の検証と、より効果的な「一体型」の推進する「都型一体型学童クラブ事業」においても十分な評価が必要と考えられます。

一人ひとりの置かれた環境は同じではないので、学童保育を必要とする子どもたちにとって、放課後子供教室では代替にはなりません。たとえば友だちと喧嘩した時、自分の意志で家に飛んで帰れば保護者に慰めてもらえる子と、やり場のない気持ちを指導員や仲間を受け止めてもらいながら学童保育所に留まる子は、同一の事業では対応しかねると考えているのです。子どもたちにとって安心安全に過ごせる場所はもっともっと充実すべきであり、学童保育と放課後子供教室はそれぞれの特長を活かしながら、それぞれの発展が求められます。

以上の状況認識と立場から、三多摩学童保育連絡協議会は当事者として以下要望いたします。子どもの要望にご回答くださいますよう切望する次第です。

記

一 子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のための対応と支援を。

1 【浮き彫りになった学童保育の重要性と施策の脆弱さ】

指導員が緊張と自身の感染のリスクにさらされながらも、子どもたちにできるだけ「日常の安心な時間」を提供できるようにと努め、子どもたち自身も理解と努力をしていますが、学童保育の置かれた状況から、対応の困難さが浮き彫りになっています。学童保育は、①施設条件の不十分さがあること、②子どもが安心して安全に過ごせる人数規模の上限が必ずしも守られていないこと(大規模化)、③指導員が厳しい処遇におかれていること、子どもを安全に受け入れるための準備時間が勤務時間として認められていなかったり、継続的に安定的な勤務が確保されていなかったりする現場があること、慢性的な人手不足など、学童保育施策の脆弱さを抱えています。

2 【学童保育の指導員が置かれている深刻な状況】

ワクチンの任意接種が進んでいるものの、子どもたちへの感染も見られる昨今、「不十分な環境のなかで子どもを守りきれぬだろうか」という不安、自らの感染への不安、人手不足や新年度に向けての保育準備による労働過多、責任の所在の不明確さからくる重圧、疲弊、葛藤を抱えるとともに、「学童保育をお休みしている子どもたちはどのように過ごしているだろうか」と胸をいためつつ、懸命に日々の保育を行っています。

二 多摩地域の学童保育が充実したものとなるよう、「放課後児童クラブ運営指針」について、行政、事業者、職員が理解を深め、この指針に沿った学童保育が実施されるように各自治体への働きかけを。

三 各自治体の基準条例については、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」より低い基準にならないよう働きかけを。さらに、学童保育施策を充実できるように「子育て推進交付金」や、学童保育に使える補助金の大幅増額を。

また、子どもの命を守る視点と保育の質の視点から、同省令における廃止または「参酌すべき基準」化を「従うべき基準」に戻すよう国への働きかけを。

- 1 自治体によっては、独自解釈した運営で対応しようとするケースが見られます。例えば「支援の単位」について、場所や時間を区切り、その場その場の子どもの人数が40名以下であれば基準を満たしている、というような解釈にもとづく運営は、事実上の大規模化の容認につながると捉えられます。行政がこのような独自解釈を示している市に対しては、正しい解釈のもとで運営がなされるよう働きかけてください。
- 2 省令の「従うべき基準」が参酌化されたからといって、市区町村が現行の基準条例を、必ず改訂しなければならぬわけではありません。今後は各自治体の動向が重要な段階となりますが、緩和の方向での条例改正が行われることがないよう、各自治体へ強く働きかけてください。

四 補助金確保とともに「新制度」にもとづく人材育成・人材確保と認定資格研修などの確実な実施を。

- 1 「子ども・子育て支援新制度」における都道府県の役割は、補助金の負担とともに指導員の人材育成と人材確保を「子ども・子育て支援事業支援計画」に定め、指導員の資格認定研修を実施していくことです。形骸化しないよう会場での受講の機会を確保してください。さらに、研修内容の設定や実施にあたっては、長年の保育実践の蓄積を踏まえた講師、経験豊富な指導員が集い、毎年、学童保育指導員研修会、研究集会(フォーラム)を主催している当連絡協議会および東京都学童保育連絡協議会と、引き続き連携し行ってください。
- 2 「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができる。」といった、所謂「みなす仕組」をはじめとする要件の緩和については、「全国の認定資格を付与する」という放課後児童支援員都道府県認定資格研修の趣旨を踏まえ、取り入れないでください。

五 「都型学童クラブ」補助制度の対象を民営施設に限らず全ての学童保育所に。

- 1 東京都のどこの学童保育所でも保護者の労働時間と通勤時間を考慮した開所時間が設定される施策にしてください。
- 2 開所時間以外の学童保育の充実
 - (1) 児童の生活する専用スペースとして一人あたり最低1.65㎡以上を確保
 - (2) 大規模と待機児の解消
 - (3) ハンディキャップのある子どもの受け入れ体制の一層の充実
 - (4) 指導員の身分保障と専門性の追求(「処遇改善事業」や「資質向上研修事業」の拡充など)

六 東京都の責任として、毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を充実させ、「放課後子ども教室推進事業」やその他、子どもたちが地域で豊かに育つ様々な事業の展開を。

2022年度より新設した「学童クラブ待機児童対策提案型事業」のソフト面における各自治体からの提案については、待機児童の解消につながる施策であるかどうかだけでなく、学童保育を必要とする子どもにとっての「生活」の場の質の確保の観点からも検討してください。

七 情報公開と市民参画を行政手法の根本に。

- 1 学童保育の現場に関わる制度を改定する場合やプランを新たに策定する場合には、十分な情報公開をした上で、保護者と指導員の意見を聞いてください。
- 2 国は「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドライン」を示しました。現在東京都では、社会福祉サービス機構における第三者評価の計画策定を進めておられますが、評価内容と項目の検討にあたっては、当連絡協議会と連携し行ってください。国のガイドラインそのままではなく、東京都として「どうあるべきか」を重視した丁寧な議論をしてください。また、今後の市町村の所轄への周知や学習会実施のタイムスケジュール等の周知、市民への情報公開も併せてお願いします。

以上

令和4年12月5日

東京都知事

小池百合子様

東京都私立幼稚園連合会

会長 内野光裕

東京都私立幼稚園PTA連合会

会長 月本喜久

令和5年度 私立幼稚園等補助金予算について（要望）

東京都におかれましては、幼児教育の充実を都政の重要課題の一つとして位置づけ、様々な幼児教育振興施策を講じてくださり、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により子供の育ちが阻害されることが危惧される中、私立幼稚園は感染対策や工夫を行い、前例踏襲の保育スタイルから改善すべき点も見出し、望ましい幼児教育の環境を提供することにまさに全力で挑んでまいりました。その中で、ご家庭での子育てを、3歳以降の学校教育（幼稚園教育）にスムーズに繋げていくことの必要性も痛感しています。

経常費補助及び教育振興事業費補助、保護者負担軽減事業費補助、幼児教育質向上のための取り組みに対する支援など、東京都の効果的な補助制度は、こうした私たちの取り組みをお支えいただき、おかげさまをもちまして、子供達の教育環境を絶やすことなく、遊びの場を確保し、雇用の維持を行うことができました。

幼稚園を取り巻く環境が大きく変化する中で、保護者や地域の期待に応え、質の高い幼児教育を提供していくためには、優秀な教職員の確保育成を図るとともに、教育水準の向上に向けた取組を着実に進めていく必要があります。これまで毎年継続的に経常費補助における教職員給与の算定基礎額の改善をお図り下さり、幼児教育の質向上に直結する処遇改善に道筋をお付けいただいているところですが、幼児教育の担い手や質の向上について、引き続きご配慮くださいますようお願い申し上げます。

また、令和元年10月の「幼児教育・保育の無償化」は私立幼稚園の無償化上限額を、全国一律年間308,400円としました。この際、都は東京都内私立幼稚園の納付金額平均と国基準値との差を埋めるべく、保護者負担軽減補助の仕組みを見直していただきましたが、諸物価高騰の折、保護者の幼児教育費負担は大きくなっております。私立幼稚園保護者の幼児教育費が真に無償に近づきますよう、更なる負担軽減措置をお願い申し上げます。

私立幼稚園は、安心して子供を産み、心豊かに育てられる、希望に満ちた未来の実現に貢献したいと願っております。何卒、特段のご理解とご高配を今後とも賜りますよう切にお願い申し上げます。

1 私立幼稚園経常費補助

これまでに毎年継続的に私立幼稚園経常費補助を積算するために使われている教職員給与について見直しを図り、算定基礎額を改善していただいているところですが、人格形成の基礎を培う幼児教育、その現場を担う教職員の確保育成に資するため、引き続き教職員の処遇改善に配慮した措置をお図り下さいますようお願い申し上げます。

加えて、子育て支援などの機能拡大、無償化に係る事務量、研修代替え教員確保、学校評価の強化など、園統括業務が急増しています。園長を補佐する副園長（教頭）等管理職への支援の拡充をお願い申し上げます。

また、チーム保育の推進、及び、満三歳児保育、加えて未就園児に対する子育て支援の取組について更なるご支援をご考慮いただけますようお願い申し上げます。

2 私立幼稚園教育振興事業費補助

宗教法入立園及び個人立園等に対する深いご理解のもとに本補助制度の維持継続についてご配慮いただいております。また、国の学法幼稚園教員処遇改善の枠組を都独自にご適用くださいましたことに深く感謝申し上げます。令和5年度においても、引き続きのご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

3 保護者負担軽減事業費補助

国が全国一律に設定した幼児教育無償化上限額年間 308,400 円は、東京都内私立幼稚園の年間納付額平均とは大きな開きがあることから、都は本補助制度を見直していただきました。

しかしながら、教職員の処遇改善や教育水準の向上を図るには、幼稚園に対する補助の拡充があったとしても、保護者負担の引き上げを行わざるをえません。更に、光熱費や教材の物価高騰は大きな影響を及ぼしており、この分も保護者にご負担をお願いせざるを得ない状況にあります。

区市町村の保育料不徴収で完全無料となる認可保育所に対し、保護者の不公平感も増大しています。増大する私立幼稚園保護者負担を軽減していただきたく、格段のご配慮をお願い申し上げます。

4 私立幼稚園特別支援教育事業費補助

設置形態に関らない補助を、対象人数の多寡を問わず実施していただいております。

心身に何らかの障害を有し、教育上特別な配慮を必要とする幼児の状況は多様化、増加傾向にあり、個別支援計画を立案しきめ細かく対応するための、教員の研修や増員、特別支援コーディネーターの指名等、かつて無い対応が求められ、園の負担は大きくなっています。支援をご拡充くださいますようお願い申し上げます。

5 預かり保育の推進

多くのご家庭から更なる充実が期待されています。都独自の「TOKYO子育て応援幼稚園」への支援拡充、多くの幼稚園が実施している預かり保育推進補助についての拡充をお願い申し上げます。

6 震災対応、省エネ、教育環境整備の推進

設置形態に関らない補助をいただいている耐震補助に加え、遊具教具等の整備等、子供たちの安全確保や教育環境整備事業の実施、省エネ設備等導入事業費助成制度の充実をしていただいております。今後とも、子供たちが安全に過ごすため、教育施設整備事業の継続実施とともに、幼児教育の質向上のための環境整備についても引き続きご考慮賜りますようお願い申し上げます。

7 幼児教育の質向上に関わる補助

令和3年度に、幼児教育の向上に対する新たな取り組みをご支援いただく補助制度を創設していただき令和4年度もご継続いただきました。学校評価とあわせた質向上への取り組みに、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

8 認定こども園に対する補助

幼児教育、保育の無償化がはじまり、1、2号児間の移動が流動的になったうえ、少子化の加速度的な進行が経営を圧迫しています。区市町が利用定員の見直しを迅速にしてくださいませよう、東京都からのお力添えをいただきたいと存じます。

また、保育教諭に対する都のキャリアアップ補助は2・3号児分しか対象とならず、1号児の多い幼稚園由来の認定こども園においては、認可保育所に比べて処遇改善が薄まってしまおうという問題は未だ解決されておりません。認定こども園化を志向する園に対するご支援と合わせ、教育と保育ともに高い質を保てるよう認定こども園振興施策について特段のご配慮をお願い申し上げます。

東京都知事

小池 百合子 様

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会 長 多 忠 貴

令和 5 年度東京都予算編成に係る要望について

平素より私立専修学校各種学校の学校運営と教育推進に格別なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

専修学校各種学校では、これまで一貫して社会や時代のニーズを捉えた先進的な職業教育を進め、優秀な人材の輩出を通じて産業界の発展に寄与してまいりました。

一方、近年における私達を取り巻く社会環境は、技術革新、産業構造の変化、国際競争の激化、更には先行きが不透明なコロナ禍等の影響によりまして、大きな変革期を迎えており、これに対応する専門職人材の育成が急務です。

また、人生 100 年時代や働き方改革を踏まえたリカレント教育やリスキリングの需要、生産年齢人口の減少に伴う留学生への期待が高まりを見せています。

こうした状況の下、専修学校各種学校の果たすべき役割が以前にも増して大きくなっていることは論を俟ちません。

加えて、大学全入と言われて久しい今日において「とりあえず大学へ」という風潮に流されない高校新卒者、様々な環境を経てリトライする既卒者、自分らしい生き方・学び方を追求する高等専修学校進学者、勇気と希望を胸に海を渡ってくる留学生が、それぞれの思いから専修学校・各種学校を選んでおり、その学生・生徒の数は都内私立学校生の 28.3% (約 16 万 4 千人) に達しています。(資料 1)

このような情勢を踏まえ、専修学校各種学校においては、質の高い職業教育や教育環境の充実を通じて、社会の変革や課題への対応を図りながら、学生・生徒、ひいては産業界の期待に応え続けていくことが責務であると認識しております。

しかしながら、学校教育法第一条に類する学校種に比して、専修学校各種学校の経営基盤は脆弱と言わざるを得ず、また、東京都からの補助額も都内私立学校全体の 1.2% に留まっております。(資料 1)

専修学校各種学校で勉学に勤しむ学生・生徒への修学支援及び職業教育の更なる質の向上のために、今次要望につきまして格別なるご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年度

東京都予算編成に関する要望

専門学校関係要望

- 1 私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用
- 2 私立専修学校「職業実践専門課程推進補助」の増額
- 3 職業実践専門課程の第三者評価実施校に対する経常費助成の加算

高等専修学校関係要望

- 4 私立専修学校「教育振興費補助制度（高等課程）」の改善と増額
- 5 私立専修学校「特別支援教育事業費補助（高等課程対象）」の増額

各種学校関係要望

- 6 各種学校である日本語学校及び在籍留学生への支援の充実

共通要望

- 7 私立専修学校教育環境整備費補助「教育設備・研究図書」の増額
- 8 私立学校安全対策促進事業費補助「耐震工事補助」の継続
- 9 「第三者評価促進補助」の対象拡充

要 望 事 項

東京都予算編成に関する要望

専門学校関係要望

1 私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用

専門学校は大学・短大に比して国からの経常費助成は皆無であり、自助努力での教育推進は限界に達しております。

つきましては、専門学校が長期的な視点で職業教育を全うしていくために、認可者である都から専門課程に対する「教育振興費補助」の実現をお願い致します。**資料2**

要望額 26億8千万円（学生1人 20,000円×13万4千人）

※学生数：令和3年度「学校基本調査報告書」（東京都）より

2 私立専修学校「職業実践専門課程推進補助」の増額

都から職業実践専門課程認定校への補助制度もあり、都内専門学校の43%（155校）が同課程の認定校となりました。文科省が行った同課程の実態等に関する調査研究では、認定を受けた学校の多くが、学校運営や教育活動の質向上の効果があると回答していることから、その実効性が明らかになっています。**資料3**

つきましては、同課程のさらなる充実に向け、助成支援に係る特別交付税措置の実現も踏まえ、現在の同課程の学生1名につき5,000円の補助を、20,000円に増額していただきますよう、お願い致します。

要望額 13億6千万円（学生1人 20,000円×6万8千人）

※学生数：令和4年「東京都の私学行政」より

3 職業実践専門課程の第三者評価実施校に対する経常費助成の加算

職業実践専門課程の認定校では、認定要件の充足は勿論のこと、客観的な質保証を目途に第三者評価を受審し、結果を公開することによって、社会的信頼の向上を図ることが肝要と考えております。こうした機運の醸成と振興に向けて、職業実践専門課程の第三者評価実施校に対し、学生1人当たり20,000円の経常費助成の加算をお願い致します。

高等専修学校関係要望

4 私立専修学校「教育振興費補助制度（高等課程）」の改善と増額

現在、私立高等専修学校には、教育振興費補助は実施されておりますが、私立高等学校に実施されている経常費補助と比較し、同じ後期中等教育機関であるにもかかわらず、スクールカウンセラーの設置や安全対応能力向上の取り組みなどでの格差があります。

私立高等専修学校の一層の充実を図るため、教育振興費補助の新たな補助枠の設定や、補助対象科目の見直しなど、私立高等学校と同等の財政支援策を講じて頂き、多様な生徒の学びのセーフティーネットの確立をお願い致します。

要望額 私立高等学校経常費補助と同額

資料4 経常費補助と振興費補助の補助対象科目対比表

5 私立専修学校「特別支援教育事業費補助（高等課程対象）」の増額

私立高等専修学校は、発達障害者支援法第8条に明記されており、教育困難と言われている障害のある生徒を受け入れ、身辺自立から、生活自立、さらに社会自立に向け、インクルーシブの環境下で職業教育を施し、社会自立を支援している学校群であります。

つきましては、特別支援学校高等部と同様に障害者教育、更には障害者雇用を推進している私立高等専修学校に対し、同等の財政支援を頂き、学びのセーフティーネットの確立をお願い致します。

要望額 3億3千305万円 （生徒1人1,571,000円×212人） **資料5**

※生徒数：令和4年「東京都の私学行政」より

※令和4年度特別支援学校高等部1人当たり助成額1,571,000円

※令和4年度特別支援対象専修学校高等課程生徒数 212人

※令和4年度私立専修学校特別支援教育補助1人当たり助成額785,500円(参考)

6 各種学校である日本語学校及び在籍留学生への支援の充実

教員定数や授業時間数が確保された各種学校である日本語学校において、日本社会で将来きちんと定着をするべく、日本語能力および日本文化への理解を深め、日本人と共に社会経済活動の未来を担っていく素地を身に付けた留学生が、専門技術を修得するため専門学校に進学し、その後、企業経験を積み、母国に戻り就職・起業する、あるいは国内でさらなるキャリアアップを目指すなど、これまで一定の循環が出来上がり成果をあげてきました。

しかし、コロナ禍の他の諸外国に比べても厳しい入国制限が長期化したことにより、各種学校である日本語学校の経営基盤は大きな打撃を受け、存亡の危機に陥っている学校も少なくありません。また、一度縮小した日本留学を希望する若者市場へ、再度日本の魅力を伝え、日本の首都であり教育の中心である東京都への留学希望者を増やす諸活動にスピードとパワーを傾注しなければ、東京の将来を担う人材確保に未来はありません。

東京都の中小企業が、日本社会に根付く基盤を持った専門職人材を世界各地から獲得するために、その根幹となる日本留学への募集活動および入口教育を担う各種学校である日本語学校への支援を下記の通り要望致します。

- ① 専門学校が要望している私立専修学校「教育振興費補助制度」の適用を、各種学校である日本語学校も要望します。
- ② 専修学校同様に、デジタル技術等を活用し多様な学習ができる効果的な教育環境を早急に整備する必要があります。新たに「教育設備費・研究図書費」補助の創設をお願い致します。
- ③ 各種学校である日本語学校から専門学校を経て都内企業に就職した留学生の実態を調査・研究し、日本語学校及び専門学校における教育の有効性を把握するため、調査・研究に係る支援を要望します。

要望額

①教育振興費補助 3億円(学生1人 2万円×15,000人)

※各種学校である日本語学校30校、総定数1万5千人。

②教育設備・研究図書費の創設 6千万円(200万円×30校)

③調査・研究費補助 1千万円

共通要望

7 私立専修学校教育環境整備費補助「教育設備・研究図書費」の増額

教育設備の充実及び教職員の資質の向上のための教育研究環境の整備は、実践的な職業教育を担う専修学校にとって重要な課題となっていますが、その全てを自力で調達することは、専修学校にとって過大な負担となっています。

特に、コロナ禍を契機に進展した教育のDX化を踏まえ、デジタル技術を活用して多様な学習を可能とする教育環境は、早急に整備する必要があります。例年、要求額は予算額を超えているのが実情です。 **資料6**

つきましては、「教育設備・研究図書費」補助額の増額をお願い致します。

要望額 5億円 ※令和4年度助成予算額 3億2千500万円

8 私立学校安全対策促進事業費補助「耐震工事補助」の継続

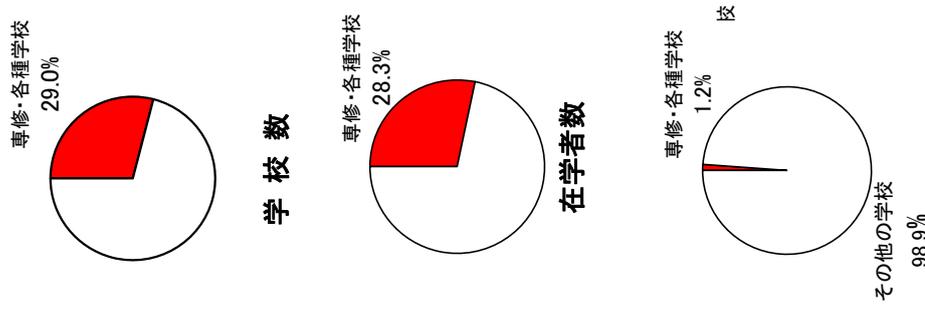
耐震工事補助は、平成20年度より他の学校種も含めた私立学校安全対策促進事業費補助として実施されていますが、現在でも、耐震化工事を必要とする学校が存在しています。つきましては、予算措置の継続及び実態に即した拡充の検討をお願い致します。

9 「第三者評価促進補助」の対象拡充

専門学校における学校評価は、職業教育の客観的な質保証の観点から第三者評価の意義が重要性を増しています。この第三者評価の実施を促進する方策として、現在の第三者評価促進補助の継続をお願い致します。

また、第三者評価促進補助の対象校を、専門学校に加えて、高等専修学校、専修学校一般課程、各種学校に広げていただくよう要望します。

東京都の私立学校に対する助成状況の比較(令和3年度学校基本調査より)



	学校数	%	在学者数	%	教員数(本務)	%	職員数(本務)	%	※都補助額(千円)	%
専修学校	392	20.9	144,037	24.9	7,173	19.9	3,743	38.4	1,173,285	1.1
各種学校	153	8.1	19,919	3.4	2,054	5.7	757	7.8	92,355	0.1
計	545	29.0	163,956	28.3	9,227	25.7	4,500	46.1	1,265,640	1.2
幼保連携型認定 こども園	31	1.7	5,861	1.0	836	2.3	170	1.7	414,518	0.4
幼稚園	811	43.2	124,639	21.5	9,817	27.3	1,959	20.1	15,948,714	14.9
小学校	55	2.9	25,607	4.4	1,511	4.2	298	3.1	6,191,472	5.8
中学校	187	10.0	78,474	13.5	4,416	12.3	642	6.6	23,676,537	22.1
高等学校	237	12.6	171,681	29.6	9,866	27.4	2,100	21.5	58,230,305	54.3
高等学校通信制	8	0.4	8,925	1.5	195	0.5	53	0.5	113,612	0.1
特別支援学校	4	0.2	233	0.04	87	0.2	29	0.3	1,452,970	1.4
合計	1,878	100	579,376	100	35,955	100	9,751	100	107,293,768	100

※ 学校数等は学校基本調査(令和3年度)から抜粋。「高等学校」のうち通信制課程を併置している学校は、学校数を「高等学校」と「高等学校通信制」に重複計上した。
※ 高等学校の在学者数は本邦生のみ

※ 都補助額は東京都生活文化スポーツ局私学部所管予算(令和4年度)を基に、原則として、東京都の独自財源で各学校への直接補助に限定して集計した。(学種別にまたがる補助等を除く)

都補助額

令和3年度 私立専門学校に対する経常費（運営費）助成の状況（全専各調査）

（令和3年9月1日現在／単位：円）

都道府県	対象	学校単価	生徒単価	備 考	都道府県	対象	学校単価	生徒単価	備 考
北海道	学	0	27,127		滋賀県		0	0	
青森県	学	0	29,701	条件有り	京都府		0	0	
	非学	0	13,432		大阪府		0	0	職実：助成有り
岩手県	学	0	17,980	職実：助成有り	兵庫県	学	0	9,992	職実：助成有り
宮城県		0	0		非学	0	7,358		
秋田県	学	0	34,680		奈良県	学	1,200,000	33,070	職実指定学科対象
山形県	学	0	46,943		和歌山県		0	0	上記以外
	非学	0	11,803						
福島県	学	0	25,000		鳥取県		19,005,000		専修学校の総額
茨城県	学	0	17,500	職実：助成有り	島根県	学	500,000	18,757	職実：助成有り
栃木県	学	40,997,600		専修学校各種学校の総額	岡山県		0	0	職実：助成有り
群馬県	学	0	31,270	条件有り	広島県		0	0	職実：助成有り
			20,040		山口県		0	0	
埼玉県	学	0	25,300	職実：助成有り	徳島県		0	0	
千葉県		0	14,000		香川県		0	7,760	職実：助成有り
東京都		0	0	職実：助成有り @4,000円	愛媛県		0	0	職実：助成有り
神奈川県	学	0	67,545	職実：助成有り	高知県		450,000	0	職実：助成有り
	非学	0	15,100		福岡県		14,300,000	0	職実：助成有り
新潟県	学	0	21,900		佐賀県	学	500,000	12,500	職実：助成有り
富山県		0	0		長崎県	学	0	6,300	条件有り
石川県	学	0	27,100		熊本県		0	0	
福井県	学	0	27,000		大分県		0	0	
山梨県	学	500,000	2,000 ～16,000		宮崎県	学	9,114,000		専修学校学校割の総額
長野県	学	0	15,000	職実：助成有り	鹿児島県	学	33,221,000		専修学校の総額
岐阜県	学	0	42,495	職実：助成有り	沖縄県	学	23,211,000	0	職実：助成有り
静岡県	学	5,369,000	0						
愛知県	学	0	13,500						
	非学	978,600	0						
三重県	学	150,000	30,390						

（全国専修学校各種学校総連合会「令和3年度 専修学校各種学校都道府県別助成状況」より抜粋）

※原則として、1学校・1生徒当たりの金額

※「学」は学校法人立校、「非学」は学校法人立校以外、「個」は個人立校

経常的経費助成有り	33道府県
経常的経費助成無し	14道府県

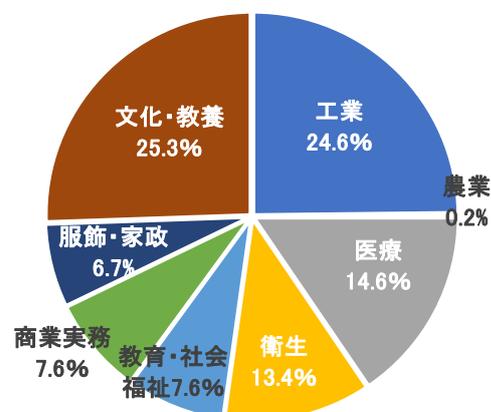
職業実践専門課程の認定による教育効果と第三者評価による質保証

東京都の職業実践専門課程認定状況

(令和4年3月25日現在)

認定学科数 / 学校数	553 学科 / 155 校
(設置学科数 / 学校数)	(1,280 学科 / 357 校)
(認定学科数・学校数の割合)	43.2% / 43.4%

分野別学科の比率



学校運営や教育活動の質向上の効果！

文部科学省の平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書では、認定と受けた学校の多くが、学校運営や教育活動の質向上の効果があると回答した。

●教育活動の質向上、生徒の満足度が向上

生徒の実践的・専門的な知識・技能の習得 88.4%

生徒が希望する進路の実現 74.7%

●教職員の能力向上

業界において求められる能力に対する教職員の理解・指導力の向上 85.1%

●改善プロセスの確立

教育課程の組織的・定期的な見直しの実施 84.4%

●学校関係者の理解度・評価の向上

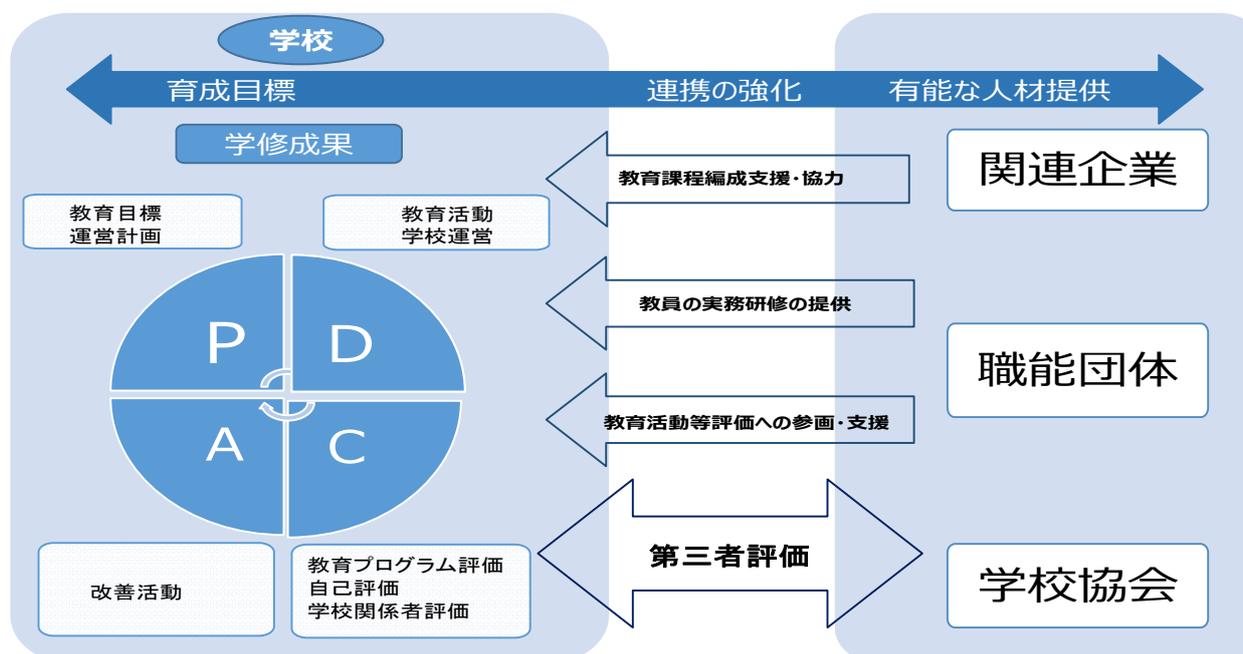
企業等、外部組織との連携強化(企業による積極的な教育への参画)82.8%

学校関係者による学校の理解度の向上 79.3%

実践的な教育の充実促進を図るには、企業等の外部との連携が不可欠！

学校では、最新の知識・技術・技能を反映するため、企業等からの意見を活かしたカリキュラム改善等の教育課程編成や学校関係者評価を実施している。職業実践専門課程の求める質の保証、教育の充実・発展のための企業等との連携が必要となる。

さらに、各学校での実践について第三者評価による質保証を目指す。



経常費補助と振興費補助の補助対象科目対比表【高等課程】

令和4年7月作成

	私立高校経常費 補助対象科目	私立専修学校教育振興費 補助対象科目
人件費支出		
教員人件費支出	○（本務教員、本俸・期末・その他の手当・所定福利費）・ （兼務教員人件費）	○ 同左
職員人件費支出	○（ 同上 ）	○ 同上
教育研究経費支出		
消耗品費支出	○	○
光熱水費支出	○	○
旅費交通費支出	○	×
車両燃料費支出	○	×
福利費支出	○	×
通信運搬費支出	○	×
印刷製本費支出	○	○
出版物費支出	○	○
修繕費支出	○	○
損害保険料支出	○	×
賃借料支出	○（土地・建物を除く。）	×
公租公課支出	○	×
諸会費支出	○	×
会議費支出	○	×
報酬・委託・手数料支出	○	×
生徒活動補助金支出	○	×
管理経費支出		
消耗品費支出	○	×
光熱水費支出	○	×
旅費交通費支出	○	×
車両燃料費支出	○	×
福利費支出	○	×
通信運搬費支出	○	×
印刷製本費支出	○	×
出版物費支出	○	×
修繕費支出	○	×
設備関係支出		
教育研究用機器備品支出	○	○
その他の機器備品支出	○	×
図書支出	○	○

令和4年度

特別支援教育事業費補助と特別支援学校等経常費補助の比較

特別支援教育事業費補助 (円)

学 種	開始年度	単価 (生徒1人当たり)
専修学校 (高等課程) ※1	平成29年度 (平成15年度開始)	785,500
幼稚園 ※2	平成29年度拡充	784,000

※1 特別支援教育を行っている私立専修学校高等課程が対象

※2 障害児が1人または学校法人立以外の幼稚園に通園している場合

特別支援学校等経常費補助 (円)

学 種	単価(生徒1人当たり)
特別支援学校 (高等部)	1,571,000
特別支援学校 (高等部以外)	1,557,000
特別支援学級を置く小・中学校	577,000
特別支援学級を置く幼稚園 ※3	784,000

※3 学校法人立の幼稚園に障害児が2人以上通園している場合

「私立専修学校教育環境整備助成事業」
教育設備装置助成金・図書等助成金 助成実績

年度	予算額A	申請件数	助成件数	助成対象額B	助成額C	助成率C/B	執行率C/A
令和3年度	¥325,000,000	136	136	¥700,321,000	¥324,984,000	46.4%	100.0%
令和2年度	¥325,000,000	132	132	¥689,300,000	¥324,849,000	47.1%	99.9%
令和元年度	¥325,000,000	138	138	¥827,176,000	¥324,825,000	39.3%	99.9%

令和4年12月5日

東京都知事 殿

東京都千代田区東神田一丁目10番2号
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 近藤 和幸
TEL 03(5687)2641

令和5年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望書

令和5年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望事項について

都民の公衆衛生の維持と健康の増進にとって必要不可欠な公衆浴場の施設確保に格段のご理解とご支援を賜り、感謝を申し上げます。

都内の公衆浴場は、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化など経営環境の悪化による転廃業により減少が続いています。

さらに昨年来の原油価格の高騰に伴い、ガス料金・電気料金などエネルギーコストや衛生管理用品などの消耗品の価格上昇により、経営環境が悪化し、廃業を考える浴場経営者も出てきました。

そのような状況において我々は、都民の健康維持及び公衆衛生の水準の確保はもとより、地域住民の交流拠点として公衆浴場の活性化に努め、新規利用者の開拓、利用者拡大等を喫緊の課題として取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に関しましても、収束には、なお、時間を要する見通しであります。衛生管理の徹底を日常のものとし、継続して実施してまいります。

昨年からは、後継者不足など事業の継続に関する課題に対応するため、公衆浴場で働くことに興味を持っている方に、実際に仕事を体験してもらい、将来的には就業へつなげることを目的に養成事業を進めています。

都と連携しながら、公衆浴場としての社会的な役割を今後も果たしていきたいと考えます。

東京都におかれましても、これらの趣旨を踏まえ、令和5年度の予算措置を講じてくださるよう要望いたします。

記

1 公衆浴場利用促進事業補助(令和4年度予算額：8,248万円)

(1) 公衆浴場利用促進事業について

当組合では、外国人や若者など新しい顧客層を掘り起こし、公衆浴場利用者の増加を図っていくため、ホームページを多言語化して、我が国独自の入浴文化を国内外に伝えるとともに、「ウィズコロナ」に対応したWeb1010の配信、「銭湯サポーター」を募集して、SNSを活用した情報発信に取り組んでいます。

また、サポーターフォーラムや銭湯見学会を実施し利用者拡大を図ってまいります。

なお、昨年に引き続き、銭湯の仕事体験塾・担い手育成支援事業等を実施し後継者育成に努めてまいります。

組合で実施する公衆浴場利用促進事業補助について、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

(2) 地域交流拠点事業について

組合本部の他、各支部、各地域が主体となって、地域の特性に応じた地域住民の健康増進や交流促進等、地域交流の拠点としての役割を果たすための利用者拡大の取組みを、積極的に実施してまいります。

また、更なる浴場利用者の獲得や持続可能な経営体質の改善につながる事業も実施してまいります。

公衆浴場が、地域交流拠点機能を強化するために必要な事業費用の補助について、引き続き予算措置を講じてください。

2 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業【拡充】(令和4年度予算額：12,000万円)

地球温暖化防止に貢献するため、公衆浴場の使用燃料を二酸化炭素等の排出が少ない都市ガス等に転換するとともに、LED照明器具や高効率空調機への切り替え、太陽光発電設備やコージェネレーション設備を導入し、省エネ等にも積極的に取り組んでまいります。

補正予算で措置された太陽光発電装置の設置経費等にかかる補助の拡充及びコージェネレーション設備設置、太陽光発電システム設置、LED照明器具、高効率空調機設置の補助率の引き上げ並びにそれに伴う予算の増額を引き続き行ってください。

また、コージェネレーション設備設置に関して、近年、資材の高騰等で価格が上がっていることから、実態に即した限度額に引上げてください。

①補助対象限度額

・クリーンエネルギー化	600万円
・コージェネレーション設備設置	450万円から600万円
・太陽光発電システム設置	440万円から1,392万円
・LED照明器具設置	300万円
・既設ガス燃料設備更新	600万円
・高効率空調機設置	600万円

②補助率

・クリーンエネルギー化	2/3
・コージェネレーション設備設置	1/2から2/3
・太陽光発電システム設置	1/2から2/3
・LED照明器具設置	1/2から2/3
・既設ガス燃料設備更新	2/3
・高効率空調機設置	1/2から2/3

3 公衆浴場耐震化促進支援事業(令和4年度予算額：12,000万円)

公衆浴場施設の老朽化が進んでいますが、その補修は必要最小限の範囲内に留めて、営業を続けているような状況にあります。

近年、我が国は自然災害が多発、巨大化しています。当組合では、災害時にも地域の核として活動できるようにするため、組合員に災害時マニュアルや熊本地震被災者入浴支援活動記録を配付しました。

公衆浴場事業者としても、施設の耐震補強工事を進めるなど、利用者の安全・安心の確保に対する関心はますます高まっていますので、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

①補助対象限度額

- ・ 応急的修繕 600 万円
- ・ 計画的修繕 1,000 万円

②補助率

2/3

4 健康増進型公衆浴場改築支援事業(令和4年度予算額：18,500万円)

公衆浴場の改築経費につきましては、1軒あたり3億円以上を要することから、その資金確保に大変苦慮しております。

健康入浴推進事業やミニデイサービスなど健康増進に資するための事業が実施できる施設への改築又は改修に対する助成につきましては、近年、資材の高騰等で工事費が上がっております。改修工事に係る補助対象限度額を、実態に即した限度額に引き上げてください。

① 補助対象限度額

- ・ 改 築 30,000 万円
- ・ 改 修 8,000 万円から 10,000 万円

②補助率

1/4

5 公衆浴場改善資金利子補助(令和4年度予算額：1,978万円)

公衆浴場の施設確保を図るとともに、東京都や国の施策に則った高齢者や障害者に優しい公衆浴場を実現するには、施設設備の改修等に要する経営者の負担を軽減することが必要です。

今後とも公衆浴場改善資金利子補助制度を効果的に活用できるよう、必要な予算措置を講じてください。

①補助対象資金限度額

- ・ 改築資金 10,000 万円
- ・ 修繕資金 5,000 万円
- ・ 施設存続資金 10,000 万円

②補助利率

3.5%以内

令和5年度東京都の施策及び予算等に対する要望書

東京都町会連合会

会長 吉成 武男

1 町会・自治会および連合会組織等への補助・支援制度について

(1) 町会・自治会への加入につながる取り組みについて

東京都は、町会・自治会を地域住民が安心、安全に生活するために必要、不可欠な組織ととらえ、積極的に施策の中に位置づけるとともに、組織強化に向けた支援策を構築していただきたい。

加入者減少、加入率低下の対策として、町会・自治会活動の必要性や活動紹介の広報、加入促進のための催しやキャンペーンなどを全都的に取り組んでいただきたい。

(2) 東京都町会連合会への未加入市町村連合会の加入促進及び連合会組織が未組織の自治体に対する取り組みについて

現在、東京都町会連合会には23区8市が加盟し、31団体で活動している。東京都の自治体は島しょ部も合わせて62団体あるが、都町連への加入率は5割といった状況である。

東京都すべての町会・自治会をより一層活性化させるためには、東京都の全ての自治体が加入し全都で取り組んでいくことが必要である。

東京都において、一団体でも多く東京都町会連合会に加入してもらうための支援を行うこと及び連合会が組織されていない自治体には、連合会設立のために町会・自治会活動の活性化や運営支援を行うことを市区町村と共に取り組んでいただきたい。

(3) 東京都町会連合会の事務局機能について

東京都町会連合会は、地域住民が安心、安全に生活するために必要、不可欠な町会・自治会活動において、都内の町会・自治会間の橋渡し役を担い、効果的かつ効率的な事業展開の促進に役立っている。

このような、東京都町会連合会の活動を支えるには、事務局機能の

充実が不可欠である。しかしながら、現在のように各区市持ち回りで事務局を担当する現状においては、担当職員の配置、事務局員の増員など担当する自治体の負担が大きくなっている。さらに事務局としての経験値も上がらず、現状では非効率な側面が多くなっている。

東京都が東京都町会連合会の事務局をサポートすることで、組織強化につながり、東京都の町会・自治会支援の施策の展開にも最善と考える。どの自治体においても事務局を担えるよう、都として東京都町会連合会事務局へ更なる支援をいただきたい。

(4) 東京都等の各種助成制度について

- ① 増加する在住外国人との共生には、地域コミュニティの中核である町会・自治会の様々な事業に多文化共生社会づくりにつながる活動を付加していくことが重要である。そのため、地域の底力発展事業助成において、多文化特例の継続を要望する。また、申請手続きの簡素化を図っていただきたい。
- ② 自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業における東京都への割り当て数と助成上限額の増加について、またコミュニティセンター助成の助成上限額の増加について、自治総合センターに要望していただきたい。
- ③ 都は今年度、世田谷区及び町田市と共に町会・自治会を対象として地域交流アプリを導入しているが、この成果と課題は他の区市町村とも広く共有していただきたい。

(5) 防犯カメラなど防犯設備の設置費用に関する補助について

防犯カメラなど防犯設備の設置費用について、地域団体等の東京都補助率を平成31年度並みにしていただきたい。

〈参考〉

令和4年度

地域団体等	1/6	東京都	3/6	市区町村	2/6
-------	-----	-----	-----	------	-----

平成31年度

地域団体等	1/12	東京都	7/12	市区町村	4/12
-------	------	-----	------	------	------

2 環境問題・災害対策の充実について

(1) 呑川の水質改善対策及び洪水対策の早期完了

呑川へは強い降雨時に合流式下水道から汚水混じりの雨水が放流されており、魚のへい死やスカムの発生の大きな要因となっていると思われる。

高濃度酸素水浄化施設やスカム発生抑制装置、河床整正などの実施による水質改善の取り組みが行われているが、呑川流域での降雨を一時貯留し、汚水を河川に流出させないための貯留施設について、大田区内のみならず、上流域についても貯留施設を早期に整備していただくことを要望する。

また近年では、1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数は全国的に増加しており、集中豪雨による洪水リスクが高まってきている。呑川においても十分な流下能力を発揮するために下流域の河川断面を確保し、治水機能を更に向上させる取り組みを進めていただきたい。

(2) 境川の治水対策について

近年の集中豪雨で境川は再三氾濫の危険にさらされている。東京都が平成 24 年に策定した中小河川の整備方針では、多摩地域の河川は時間雨量 65mm 対応に引き上げられたが、境川はいまだ時間雨量 35mm のままである。

一刻も早く改修工事が実施できるよう境川下流域を管轄する神奈川県へ働きかけ、時間雨量 65mm 対応とすることを要望する。

3 道路整備・交通対策について

(1) 全ての音響式信号の時間延長とシグナルエイド（歩行時間延長信号機用小型送信機）等の普及について

豊島区において、2018年の早朝に横断歩道を渡っていた視覚障害の男性が信号機のある横断歩道を歩行中、車にはねられ死亡する事故が発生した。事故現場の信号機に音響式信号は付いていたが、近隣の住民の要望などで夜間及び早朝は音で知らせる機能は停止していた。

府中市にも、そういった設定にしているところが少なくなかった。府中市自治会連合会では、視覚障害者団体等の依頼を受け、音響式信号機の時間延長を関係する各町会の承諾を得て市や警察署に働きかけ、

実現させた経緯がある。

視覚障害者にとっては、音で知らせてくれない信号機は無きも同然である。東京都全域で、利用者の意見を踏まえ、安心して渡れる横断歩道のために①～③の改革をお願いしたい。

①音響式信号機の増設

②運用時間の延長

③シグナルエイド（&スマホ専用アプリ）等普及促進

(2) 大江戸線の延伸（光が丘～大泉学園町）について

有楽町線や南北線の延伸など国の交通政策審議会答申において事業化に向けて進めるべきとされた鉄道新設路線の具体化に向けた取組が進められている。これらが実現すると都民の生活利便性が一層向上し、また、国際都市東京の将来への更なる発展が期待されるため、着実に進めていただきたい。

同様に進めるべきとされた大江戸線の延伸（光が丘～大泉学園町）については、本年度初めて都の主要事業として調査費が計上されたものの、事業化に向けた見通しが示されていない。23区周辺部に残された鉄道空白地域の解消を図るため、大江戸線についても早急に事業計画を取りまとめ、着実に事業を進めていただきたい。

(3) 電動キックボードの利用マナーの周知と厳しい取り締まりについて

電動キックボードが普及し、道路交通法改正も予定され規制緩和が進んでいるが、キックボードの種類によっては、免許の不要、ヘルメットの任意着用や多くの人が行き交う歩道走行など交通事故の多発が懸念される。利用マナーの周知と厳しい取り締まりを要望する。

(4) 交通安全のための方策について

ガードレールに関して、既存のガードパイプから現在の太いパイプへの変更は狭い道路を一層狭くしているため、自動車バンパーに使われている高張力鋼を使うようにすることが必要と考える。狭い道路の安全性を高めるために、高張力鋼を使ったガードパイプの設置を今後の事業計画に加えていただきたい。

また、各所に設けられているポストコーンは、危険の予知・運転者への警報を与えるものとして必要なものと考えているので、ガードパイプとポストコーンの設置効果を検証していただきたい。

- (5) 東京外かく環状道路完成による自動車通行量の増加対策について
外環道が完成した暁には、自動車通行量がさらに増えるものと思われる。周辺生活道路への進入大型車両は多く、外環道が完成すればさらに多くなる恐れがある。所により、電柱が側道をふさぐ様な箇所が幾つもあり、歩行者はやむなく車道に出て通行しなければならないなど、大変危険です。そこで次の対策をお願いします。

- 対策1 「大型車両通行困難」の表示効果を高める
- 対策2 電線の地中化
- 対策3 危険個所の信号機の設置

- (6) 狭小道路における制限速度について

昨年度「ゾーン30」の整備を進めているとの回答をいただいたが、実際区内には20キロ地域の道路も多くあります。幼稚園・保育園の送迎も多く、近隣の大学生が当該道路を同じ時間帯に利用することもあり、事故があってからでは遅いので、再度現場を確認して、実情に合った見直しを要望する。

4 豊洲市場について

- (1) 土壌汚染対策について

豊洲市場について、風評被害を払拭するためにも、引き続き、空気や地下水質に関する情報や安全性に関する発信等を積極的に行っていただきたい。

- (2) 交通対策について

豊洲市場への観光客の増加や東京2020大会終了後の更なる発展に向けて、地下鉄8号線の延伸や環状2号線地下トンネルの着実な整備など、適切な交通対策を講じていただきたい。

また、市場関係車両の生活道路への流入防止や路上駐車禁止を徹底し、周辺の交通安全の確保を図られたい。

- (3) にぎわいの場の整備について

豊洲市場と一体となった賑わいの創出に寄与する千客万来施設を着実に整備していただきたい。また、千客万来施設の開業までの間においても、賑わいの創出に取り組んでいただきたい。

5 震災訓練用の起震車について

震災訓練用に起震車を増やして、起震車の体験が多くの訓練でできるようにしていただきたい。

6 医療情報サービス活用について

基幹医療機関がなく、医療について住民が不安に思っている地域がある。包括医療情報を活用し、学校の検診や母子保健情報のデータベース化を図る自治体が増えてきていると聞いているので、まずどのくらいの自治体が採用しているかを調査し、東京都としてビッグデータの活用も合わせた取組みプランを具体化していただきたい。

東京都知事 小池百合子 様

一般社団法人東京ビルディング協会
会長 木村 恵司

令和5年度東京都予算等に関する要望

1. カーボンハーフの実現に向けた事業者の積極的な取組を後押しするための支援の充実や関連制度の見直し
 - ※ 再エネ設備の新規導入につながる電力調整構築事業
地域のエネルギーネットワークの構築に対する支援措置 等
2. 国際競争力の強化、防災性の向上、良好な都市景観の形成等に貢献する民間の都市開発事業に対する支援の充実や関連制度の見直し
 - ※ 市街地再開発事業に関する補助金の予算確保
既存の地区計画における用途制限の見直し 等
3. エリアマネジメントの推進に向けた支援の拡充や関連制度の見直し
 - ※ エリアマネジメント団体の運営等に対する財政支援
公共空間の利活用に関する手続きの円滑化・迅速化 等
4. その他
 - ※ 建築安全条例における用途変更時の遡及規定の見直し
駐車場附置に係る地域ルール制度の的確な運用 等

令和5年度東京都予算等に関する要望事項

一般社団法人東京ビルディング協会

新型コロナウイルス感染症の感染状況や不透明感を増す国際情勢が我が国経済に与える影響を引き続き注視しつつ、アフターコロナの時代を見据えて、地球環境問題への対応、国際競争力の強化、地震や風水害等に備えた安全・防災性の向上など、東京が抱える様々な課題の解決に貢献していくため、令和5年度の東京都予算・制度について、以下の事項を要望する。

1. 脱炭素社会の実現に向けた支援等について

東京都が9月に公表した「カーボンハーフの実現に向けた条例制度改正の基本方針」では、再エネの利用拡大、地域エネルギーの有効利用等を推進することとしており、事業者の積極的な取組を後押しする支援措置の充実や制度の見直しをお願いしたい。

(1) 「再エネ設備の新規導入につながる電力調整構築事業」の継続と予算確保

- 再エネ設備の導入には一定の検討期間や土地取得を含む多額の費用負担を要する場合も多いことから、施設整備等の助成対象を都外施設に拡大した「再エネ設備の新規導入につながる電力調整構築事業」は、当分の間継続するとともに、所要の予算確保をお願いしたい。

(2) 蓄電池やEV充電設備の設置に対する支援措置の拡充

- 「地産地消型再エネ増強プロジェクト助成事業」では、蓄電池について、再エネ発電設備と併せて導入する場合に加え、単体で設置する場合も助成対象とされたところであるが、それ自体で電力需給バランスの調整（ピークシフト）に貢献する設備であり、引き続き、所要の予算確保をお願いしたい。
- 今後の電気自動車の普及に向けてEV充電設備の設置拡大は極めて重要な課題であり、高額な急速充電設備をはじめ、技術開発に伴う性能向上が年々進展している状況も踏まえ、「充電設備等促進事業」については、継続して所要の予算確保を図るとともに、補助率・上限額の見直しをお願いしたい。

(3) キャップ&トレード制度における再エネ調達の評価要件の見直し

- 「キャップ&トレード制度」では、再エネの自家消費や東京都が認定する低炭素電力供給事業者から電気を調達した場合は、温室効果ガス排出総量削減義務の履行分として評価されるが、事業所外（オフサイト）の再エネ利用や認定供給事業者以外からの再エネ調達は評価の対象外となっている。再エネ調達手法の多様化を踏まえ、非化石証書の購入を含め、調達する電気自体の排出係数を勘案して評価するよう要件の見直しをお願いしたい。

(4) 地域のエネルギーネットワークの構築に対する支援措置の拡充

- ・ 「スマートエネルギーネットワーク構築事業」や「災害時業務継続施設整備事業」は、地域のエネルギーネットワークの構築により、いずれも脱炭素化に向けた地域エネルギーの有効利用や災害時にもエネルギー供給が途絶えない強靱なビジネス拠点の形成に大いに貢献する事業であることから、事業の継続及び所要の予算確保をお願いしたい。
- ・ また、需要家におけるエネルギー受入設備整備の費用負担がネットワークへの接続を躊躇させ、地域のエネルギーネットワーク構築の障壁となっていることから、需要家のエネルギー受入設備（配管用管路敷設費、熱交換器設置費、中央監視盤改修費）を助成対象に追加して頂きたい。

(5) 省エネ性能基準（評価方法を含む）の見直し

- ・ 現行の省エネ性能の評価方法では、大規模ビルで採用される高度な省エネ技術が評価対象となっていない、地域冷暖房の熱源効率の向上が反映されないなど、事業者の積極的な取組が適正に評価されておらず、また、断熱性能基準（PAL*低減率）はビル設計の実態に即していない面がある。今後の省エネ性能基準（最低基準、誘導基準）の見直しにあたっては、こうした評価方法等の課題に十分留意し、国とも連携しながら適切な改善を図って頂きたい。

2. 都市開発事業の推進に向けた支援等について

都市再生の推進、安全・防災性能の向上、良好な都市景観の形成、デジタル化への対応など東京の都市政策上の課題解決には、民間主導による都市開発事業の一層の推進が必要であり、所要の予算確保、制度の見直し、交通インフラの整備等の施策を総合的に講じていくことをお願いしたい。

(1) 市街地再開発事業に関する補助金の予算確保等

- ・ 市街地再開発事業は、民間が主体となり、多くの困難な調整を行いつつ、実施されるものであるが、昨今工事費の高騰が続く中、十分な補助を受けられないため、事業が難航するケースが多くみられる。このため、市街地再開発事業に関する補助金が継続して十分かつ確実に予算措置されるよう、国・市区町村とも連携して取り組んで頂きたい。

(2) 都市開発諸制度における再エネ発電設備の導入（域外貢献）の評価

- ・ 都市開発諸制度において、都外を含む開発区域外での再生可能エネルギー発電設備の導入（域外貢献）を評価した容積率割増し等の支援措置を講じて頂きたい。

(3) 都市再生特別地区等における用途制限の見直し

- ・ 都市再生特別地区や市街地再開発事業等に関する都市計画（地区計画）については、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、包括的な用途記載や制限用途の限定列挙など用途制限の柔軟化が図られている。一方、既存の地区計画においては限定的な用途記載のものも多いため、これらの変更について

も、具体の用途変更のニーズを想定した一括的な見直しを含め、早急な対応をお願いしたい。

(4) 臨海部の交通インフラ整備の推進

- ・ 現在、臨海部は都心部に近接しているにも関わらず、交通インフラが不足しているため、そのポテンシャルを十分に発揮しきれていない。このため、基幹交通となる都心部・臨海地域地下鉄の具体化や羽田空港アクセス線に係る協議・調整を加速するとともに、補助交通であるBRTの延伸や舟運についても早急に検討を進めて頂きたい。
- ・ 加えて、広大な地域に跨る臨海部の弱点であるモビリティを強化するため、自動運転のみならず、様々な次世代モビリティの実証実験や実装化の取組に対して、積極的な支援措置や必要な規制緩和を進めて頂きたい。

3. エリアマネジメントの推進に向けた支援等について

エリアマネジメント団体は、広告料収入の確保等の自助努力にもかかわらず、毎年多額の費用負担を強いられており、持続的な活動に課題を抱えている。「未来の東京」戦略ビジョンでは、賑わいに溢れるまちの実現にあたり、「エリアマネジメント団体に必要な財源確保の仕組みを通じ、民間主体の持続的な活動を促進する」とされており、行政による一層の支援をお願いしたい。

(1) エリアマネジメント団体の運営等に対する財政支援

- ・ エリアマネジメント団体（エリマネ団体）は、まちの魅力向上のほか、帰宅困難者に対する一時避難所の提供など、防災・減災においても重要な役割を果たしていることを踏まえ、その運営経費に対する直接的な財政支援について検討して頂きたい。

(2) 道路、河川、運河等の占用料の減免措置

- ・ 道路占用の効用は必ずしも土地価格に比例しないが、道路占用料は、近傍類似の土地価格をもとに算定されるため、地価の高い都心部で活動するエリマネ団体には1割負担でも大きな負担となる。「歩行者利便増進道路制度」によりエリマネ団体が一括して手続きを行う場合には道路占用料を免除するなど、都心部においても道路の活発な利活用が促進されるよう配慮して頂きたい。また、河川・運河内の占用についても同様の配慮をお願いしたい。

(3) 公共空間の利活用に関する手続きの円滑化・迅速化等

- ・ 道路等の公共空間の利活用に係る各種手続き（道路管理、警察、保健所、屋外広告物等）の円滑化・迅速化が図られるよう、ワンストップ窓口の設置を検討するとともに、関係部局間の緊密な連絡・調整について配慮して頂きたい。
- ・ 公園の指定管理者が実施する自主イベントについては、区の事前協議に時間を要して実施の機会を失う事例がある。公園利活用の基本方針に沿うイベントについては、事前協議なしに指定管理者の判断で実施できるよう柔軟に運

用して頂きたい。

- ・ 公開空地である歩道状空地・貫通通路の利活用には明確なルールがなく、個別案件ごとに整合性に欠ける判断が示される場合もあるなど、計画的な利活用を進めにくい状況にあるため、円滑な利活用に資するルール設定をお願いしたい。

(4) インバウンド対応力強化支援補助金における補助対象の拡充

- ・ 「インバウンド対応力強化支援補助金」は、インバウンド向けのインフラ整備等（公衆無線LANの設置、電子マネー等の決済機器の導入等）に対して助成を行っているが、補助対象は観光事業者及び観光施設に限られている。エリマネ団体等も地域を訪れるインバウンド向けの対応を積極的に行っているところであり、補助対象に追加して頂きたい。

4. その他

(1) 駐車場附置に係る地域ルール等の運用と附置義務台数の見直し

- ・ 今般の駐車場条例の改正により、駐車場附置に係る地域ルール制度の適用可能エリアが拡大されたところであり、市区町村とも連携して、その的確かつ迅速な運用を図って頂きたい。なお、大規模小売店舗立地法に基づく必要駐車台数の算出についても駐車場条例に基づく地域ルールと整合が図られるよう配慮して頂きたい。
- ・ また、駐車場利用の実態調査を踏まえ、附置義務台数の原単位の見直しについて検討して頂きたい。

(2) 建築安全条例における用途変更時の遡及規定の見直し

- ・ 既存ビル内の一部を用途変更する場合に、建築安全条例に基づく防火・避難規定等がビル全体に遡及適用され、改修に係る過度な費用負担により計画を断念せざるを得ないケースが見られる。社会経済情勢の変化に対応して既存建築ストックを有効活用していくため、安全性の確保には配慮しつつ、規制の合理化を図って頂きたい。

(3) オフィスビルにおけるサイバーセキュリティ対策への支援措置

- ・ サイバー攻撃から経済システムを守るため、オフィスビルにおけるサイバーセキュリティ対策の普及が喫緊の課題となっているが、経済産業省が策定した「ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」に基づく対策には、大規模ビルで数千万円規模の費用がかかるため対応が遅れているのが実態である。都内オフィスビルにおけるサイバーセキュリティ対策を推進するため、東京都独自の支援措置を講じて頂きたい。

(以 上)

令和4年12月5日

東京都知事

小池百合子 殿

要 望 書

東京都新宿区四谷三丁目1番8号

一般社団法人東京都トラック協会

会 長 浅 井 隆

令和5年度東京都への特別要望

我々トラック運送業界は、都民の暮らしや産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、また首都の物流機能の維持等、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しております。

一方、昨今の燃料価格の高騰を受け、徹底した省エネをはじめとする必死の自助努力にもかかわらず、経営状況は悪化の一途をたどり、今や多くの事業者がまさしく事業存廃の岐路に直面しております。

また、原産国による原油供給の不足に加え、ロシアによるウクライナ侵攻により、原油価格は7年振りの高値水準になり、加えて円安が高騰に拍車をかけております。

こうした厳しい社会経済状況の中で、東京都トラック協会の様々な社会活動は、会員にとって、ますます大きな支援となり、そして成果となっております。

1. 運送事業の経営基盤確立対策

東京都トラック協会は、「東京の交通問題の解決に資し、都民の利便性及び安全性の向上を図るため、公共輸送機関としてのトラック事業の整備改善を実施するため」運輸事業振興助成交付金を交付していただき、その交付金で「事業の近代化、緊急輸送対策等の都民サービスの向上、交通安全対策、環境対策等、緑ナンバートラックの公共性を踏まえた取り組み」を展開している。

しかし、この交付金は全国の総枠では維持されているが、東京都の区域では車庫確保難による車両数の減少、ガソリンスタンドの減少、環境対策の推進に伴う燃費削減等で、軽油使用量が構造的に減少してきていることから、東京都の交付金額は年々減少してきており、防災対策など首都としての取り組みに必要な事業資金の確保が厳しくなっている。

については、現行の運輸事業振興助成交付金に加え、新たに都独自の東京都の実態を踏まえた運送業界への支援制度を創設されたい。

2. 運輸事業者に対する経営基盤への支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対策支援の拡充

新型コロナウイルスへの対応措置の実施により、都民・国民の生活維持のためには、輸送の継続と防疫対応体制整備の重要性がより明らかになった。

依然としてコロナの流行と停滞を繰り返している中で、我々トラック運送業界は、公共的物流サービスを担い、エッセンシャルワーカーとして消費者および荷主のニーズに応え、日夜輸送を行っているが、中小企業が99%以上を占め、消費者および荷主企業の業態によって

は輸送量の増減が大きく、事業経営に大きな影響を受けている。このような状況が長引けば、安定した輸送力の確保が困難となることが予想される。

については、新型コロナウイルスの影響から我が国経済が回復するまでの間、トラック運送業界が円滑に活動できるよう、無担保融資をはじめとした資金繰り対策、売上が急減し事業継続に困窮する事業者への資金援助等、各種の支援を要望する。

(2) 車庫・駐車場料金に支援

都民の生活を支え、東京の物流を維持するためには、都内における車庫・駐車場の確保が必要不可欠であるが、地方に比較し明らかに地価が高い都内の運送業者にとって、車庫代、駐車料は、現下の売上減少傾向の続く中、大変な重荷になっている。東京の生活・産業の基盤を支える物流を守るため、車庫用地の確保支援、車庫・駐車場料金への支援制度を創設されたい。

3. 環境対策等に関する取組み支援

東京都トラック協会は、一貫した独自の環境対策として「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」を実施しており、地球温暖化対策によるCO₂削減、低炭素化への貢献に加え、東京都貨物輸送評価制度のベンチマーク制定に寄与している。GEPも17年目を迎え、参加事業者の多くは、東京都貨物輸送評価制度の評価事業者となっており、東京都の環境対策に対する位置づけも高まっている。

については、環境対策へのさらなる促進が図れるよう、ゼロエミッション東京に対応する施策「貨物輸送評価制度」をますます活用することが重要であることから、DXへの対応やエコドライバーの評価等を含め、より一層の推進や評価取得のメリット付与などと共に、GEP参加事業者の拡大へ、更なる拡充支援を講じられたい。

また、都内の環境改善を図るため、地域環境対策や排ガスの徹底抑制対策として、令和5年度においても天然ガス(CNG)トラック・ハイブリッドトラック導入等の継続支援を図られたい。併せて天然ガススタンドの整備・拡充に対する支援並びに最新規制適合トラックの導入にあたっては車両価格が高騰しているため、運送事業経営を圧迫していることから、買い替え支援を検討されたい。

4. 働き方改革、労働力不足への対応

令和6年度より超過労働時間960時間以内にする等の「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を推進するためには、適正運賃を収受し、労働環境を整え労働力を充実させ、トラックの輸送効率を高めること等が前提となり、その対策推進は急がれる。

(1) 女性ドライバーが働きやすい労働環境整備に支援されたい。

- (2) 生産性向上や物流DXの推進に資する点呼支援機器（AIロボット等）やIT点呼システム等IT機器導入に支援されたい。
- (3) 一般道路を働く場所とするトラックドライバーには、休憩や食事の場所、トイレ等を確保するには、困難な都市インフラとなっており、一企業、業界では対応できないため、駐停車スペースや公衆トイレの整備について引続き拡充を図られたい。
- (4) 外国人を含む多様な人材の確保策の検討等、労働力不足対策の充実に向けた取り組みを進めていただくとともに、更なる後押しをされたい。

5. 改正貨物自動車運送事業法による標準的な運賃の取り扱い

国土交通省が改正貨物自動車運送事業法の「標準的な運賃の告示制度」に基づき、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくために、安全や環境に係る適切なコストを算出の上で「標準的な運賃」を告示した。この標準的な運賃の届出件数を増やすため、荷主等をはじめ、広く周知し、かつ、奨励しているところである。

東京都においては、入札価格設定に際して、「標準的な運賃」を適用した運賃設定にするよう取り扱われたい。また、区市町村及び関係機関においても同対応が進むように指導されたい。

6. 道路関連

(1) 道路対策

安全対策や道路の有効活用を図るため、トラック輸送等物流に対応した道路対策を推進していただきたい。

また、輸送効率化に対応したトラックの大型化には、道路インフラの高規格化等による整備・拡幅が必要となるので、計画段階において想定されたい。

なお、震災等災害対策にもなることから、清掃車、宅配トラック等のスムーズな作業のために計画的に住宅地等の狭路拡幅を図られたい。

(2) 高速道路料金対策

トラックドライバーの長時間労働是正に当たっては、高速道路の活用を促進し、輸送にかかる時間を短縮することも課題である。

① 割引制度の充実

首都高速道路料金について、現行の距離制料金体系は、主に都内部分のみを利用することの多い東京都の運送事業者にとっては負担が大きいため、首都高速道路の活用促進に向け、都内の輸送を担う緑ナンバートラックが利用しやすい料金割引制度の充実を図られたい。

また、NEXCO3社と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい高速道路ネットワークを実現されたい。

② 深夜割引の拡充

交通量に余裕のある時間帯での緑ナンバートラックの高速道路利用を促進し、輸送効率の向上や一般道の交通安全・環境対策を図るため、高速道路料金の深夜割引については、現在3割の割引率を5割以上に拡大するとともに、現在0時から4時の適用時間帯について、労働基準法に規定されている深夜時間帯に合わせて22時から5時までに拡大されたい。

③ 営業車用料金体系の創設

輸送効率の向上や一般道の交通安全・環境対策の取り組みの維持・増進のため、緑ナンバートラックの高速道路料金については、5割以上の割引となる制度を創設する様に図られたい。

(3) 駐車規制の緩和

駐車場所の確保は物流の円滑化となり、社会活動にも大きな経済活動をもたらすが、現状は路上駐車車両により集配業務が阻害され、ドライバーの長時間労働化を招く要因ともなっている。

そこで、東京都で本年3月に策定された「総合的な駐車対策のあり方」の方向性にある「需要に応じた共同荷さばきスペースの複数配置」、「カーブサイド（路肩側の車道空間）を荷さばき空間として活用する」等を推進していただき、都内あまねく集配中のトラックが駐停車できるスペースを引き続き拡充されたい。

令和4年12月5日

東京都知事 小池 百合子 様

住所 東京都新宿区西新宿7-8-10
オークラヤビル2F
法人名 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
(東京都手をつなぐ親の会)
代表者名 理事長(会長) 佐々木 桃子 印

令和5年度予算等要望について

ここに令和5年度の東京都における福祉・教育・雇用などに関する予算等要望をあげさせていただきます。

重点要望項目

(1) 福祉保健局

家賃や物価の高い東京という環境に鑑み、収入の少ない都内在住障害者にはグループホームの家賃助成の上乗せをしてください。

(2) 福祉保健局

自閉症や強度行動障害のために、日中活動や暮らしの場での受け皿がなく、本人、支援者、家族が大変つらい思いをしています。強度行動障害支援者養成基礎研修、実践研修をさらに拡充してください。

(3) 福祉保健局

企業就労する障害者が増加しています。区市町村就労支援センター(区市町村障害者就労支援事業)を区市町村包括補助事業ではなく、単独の事業とし、予算を拡充してください。

(4) 総務局

東京都各局の技能職として、知的障害者を採用し、都庁内に限らず、仕事の切り出しを行い、中度の人も公務員として働くことができるようにしてください。

また、オフィスサポーターの受験資格要件を緩和してください。

(5) 教育庁

すべての学校で特別支援教育のさらなる推進をしてください。

(6) 教育庁

ICT 機器を活用した教育を充実してください。

デジタル教材開発の早期実現と、個に応じた支援ツールとしての活用を進めてください。

【解説】

(1) 福祉保健局

毎年、要望している項目です。グループホームの家賃が高額なのは、大都市東京ならではの課題です。

昨年度も申し上げましたが、全国と都内のグループホーム家賃の差額は、約 16,000 円です。東京都からは毎年「家賃負担の大きさは障害者所得保障全般にかかる課題である」との回答をいただいています。

しかしながら、障害基礎年金、年金生活者支援給付金は、全国一律で、都の就労継続支援 B 型平均工賃を併せても 2 級年金の人は、月収が 84,613 円と、とても家賃に見合うだけの所得が保障されていない現状にあります（数値は令和 4 年度障害基礎年金額＋令和 4 年 4 月年金生活者支援給付金額＋令和 3 年度厚労省障害福祉課調べ工賃・賃金実績報告より令和 2 年度東京都就労継続支援 B 型平均工賃）。

グループホーム利用には、家賃の他、食費、光熱水費、日用品費等が必要となります。また、日中に就労継続支援 B 型を利用の場合は給食費が約 7,000 円～8,000 円ほど必要になります（国の食事提供体制加算がある場合）。また、人によっては、通所にかかる交通費や愛の手帳 3 度、4 度の人は、医療費も 3 割かかります。都内グループホーム利用者の 48%以上の方が 40,000 円以上の家賃を支払っており（平成 27 年度東京都調査）、その場合の収支を下表に記します。

＜2 級年金：就労継続支援 B 型利用者の場合＞（単位：円）

＜収入＞

障害基礎年金2級	64,816
年金生活者支援給付金	5,020
工賃(令和2年度東京都平均)	14,777
家賃補助(国制度含)	24,000
合計(円)	108,613

＜支出＞

家賃	40,000	50,000	55,000
食費	25,000	25,000	25,000
光熱水費	10,000	10,000	10,000
日用品費	3,000	3,000	3,000
B型給食費	7,500	7,500	7,500

合計（円）	85,500	95,500	100,500
-------	--------	--------	---------

支出においては携帯電話代、被服費、小遣い等も必要となります。
このように収入の少ない人には、グループホームの家賃助成の増額をお願いいたします。

（2）福祉保健局

現在、重度知的障害、特に強度行動障害を併せ持つ人たちが、日中活動の受け入れが叶わなかったり、親が高齢になっても暮らしの場、地方の入所施設ですらも受け入れ先が見つからず、本人も家族も大変つらい思いをしています。

現在、強度行動障害支援者養成研修を拡充していただいておりますが、人口の多い東京では支援者数も多く必要とされるため、さらなる拡充をお願いいたします。

（3）福祉保健局

障害者の企業就労は、近年、格段と進み、令和2年度東京の特別支援学校卒業生の48.7%(812人)、令和3年度の卒業生の46.2%(707人)が就労しました。

卒業した学校が職場定着に向けた支援を行うとともに、卒業後およそ三年間をかけて地域の就労支援センターに引き継がれます。また、3年間の就労定着支援事業を終了した人、就労支援センターから就労した人も、就労支援センターに引き継がれ、毎年、アフターケアを行う対象者が増えていきます。

支援者一人が100人以上の人のアフターケアをしている区市町村もあり、負担は大きくなっています。

今後、さらに就労者が増えることも鑑み、区市町村就労支援事業を区市町村包括補助事業の中の事業ではなく、単独の事業とし、予算を確保し、人員配置の拡充をお願いいたします。

（4）総務局

知的障害者は根気よく一つのことをやり遂げることが得意な人もい

ます。事務職以外の職域にも目を向けていただき、東京都各局の技能職として知的障害者を採用し、現業系の業務内容での採用もご検討ください。一人ひとりの特性や個性に応じた能力を発揮できるよう、職域の拡大を検討してください。

また、知的障害者を対象にオフィスサポーターの採用選考を実施され、能力実証を適切に行うということから実技試験や適性検査、面接、二次選考では作業を行う実地試験が行われています。しかしながら、その前の応募する段階で、受験資格の一つには「パソコンの操作（エクセル、ワード等）が行える人（ワープロ検定3級、情報処理技能検定3級、漢字検定5級を持っていると望ましい）」とあります。これでは、あまりにもハードルが高すぎ、知的障害者への選考対象拡大をして頂いたにも関わらず、受験者の裾野は広がらないと思われまます。

ぜひ、受験資格要件の緩和をお願いいたします。

(5) 教育庁

共生社会を実現するために、地域の学校で共に学び合うインクルーシブ教育の推進は大切です。

しかし地域の学校での、知的障害、発達障害のある子供たちを受け入れる準備が整っていないこともあり、教室不足が生じるほど、児童・生徒が、特別支援学校に集中している現状があります。

東京都教育委員会の進める、小・中学校及び都立高校等と都立特別支援学校との間において行われる、3年間の「東京都公立学校特別支援教育異校種期限付異動」や、これからモデル実施する、小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで相互に派遣する「短期人事交流」なども活かし、すべての学校で、支援が必要な子供たちの対応が出来るように、すべての教員の専門性を向上させる取り組みを進めてくださるようお願いいたします。

(6) 教育庁

知的障害、発達障害のある児童・生徒にとって、タブレット端末の活用は、授業への興味・関心を高めるだけでなく、コミュニケーション手段の獲得や個に応じた学習能力の伸長が期待でき、視覚支援ツールと

しても極めて有効です。個別最適な学びを実現するためにも、早急にご対応ください。また、デジタル活用により校務の効率化にも力を入れ、教員が、児童・生徒と向き合う時間をより増やせるようお願いいたします。